

平成24年第2回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成24年6月11日 開会

平成24年6月18日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成24年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成24年6月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

承認第1 号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分につき承認を求める件

承認第2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

- 承認第 3 号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 報告第 2 号 第一区・第二区からの陳情及び回答について
- 報告第 3 号 平成 23 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 平成 23 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 教育に関する事務及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 議案第 22 号 鳴沢村暴力団排除条例を定める件
- 議案第 23 号 村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 24 号 鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 26 号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 27 号 鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 28 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 29 号 鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 30 号 鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 31 号 平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 33 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 34 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 1 号)

発委第 1 号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例を定める件

同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を
求める件

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 1 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 1 号) を定める専決処分につき承認
を求める件

日程第 5 承認第 2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を
定める専決処分につき承認を求める件

日程第 6 承認第 3 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改
正する条例を定める専決処分につき承
認を求める件

日程第 7 報告第 2 号第一区・第二区からの陳情及び回答に
ついて

日程第 8 報告第 3 号平成 23 年度鳴沢村一般会計繰越明許
費繰越計算書について

日程第 9 報告第 4 号平成 23 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 10 報告第 5 号教育に関する事務及び執行の状況の点
検及び評価の報告について

- 日程第 1 1 議案第 2 2 号鳴沢村暴力団排除条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 6 議案第 2 7 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 7 議案第 2 8 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 8 議案第 2 9 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 9 議案第 3 0 号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 2 0 議案第 3 1 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 3 2 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 3 3 号平成 2 4 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 3 4 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成24年第2回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

議員各位には村議会定例会の出席、まことにご苦労さまです。9日に関東甲信越地方が梅雨入りとなりましたが、くれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

さて、本議会においては、議員間の意見交換を踏まえ、条例案件を総務教育厚生常任委員会へ付託という新しい流れが出てまいりました。今後においても議会改革に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。併せて、本定例会が充実した実のある議会となりますよう積極的な取り組みとご協力をお願い申し上げます。

開会 午前10時31分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成24年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より定例会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

第2回定例会に議員さん全員の参会のもとに開催されますことを感謝申し上げます。

本年度はご存じのように村長の改選期ということで第1回が骨格予算を組ませていただきました。そんな関係で、承認も含め4件の補正予算、また時代に合っていないような条例等もござ

いまして、8件を改正させていただきたいと存じておりますとともに、ご存じのように、暴力団排除条例を鳴沢村でもお願いしたいというようなことで上程しております。

梅雨に入り、農作業も忙しくなるわけですが、村税の収入も少なくなってきた中、皆様のご指導を受けながら、国・県の補助等を有効に使いながら、村政執行に努めたいと思っておりますので、どうか皆様方のご指導、ご協力をお願いいたしまして、定例会開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、小林利雄君、渡辺久男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5月21日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、平成24年第1回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成24年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月8日午後5時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項については、次の5項目です。

1、会期は本日より6月18日までの8日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第3号から報告第4号までの2件及び議案第22号から議案第30号までの9件を一括議題とすること、また、議案

第31号から議案第34号までの4件を一括議題、一括採決とすること。

4、発委第1号を議会運営委員会提案として本会議に上程すること。

5、一般質問通告日は、6月13日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成24年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

本日午前9時45分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために総務課長及び議会事務局書記の出席がありました。

招集にかかわる事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） それでは、広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

4月20日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第8号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

委員会では、レイアウト、掲載記事等の広報構成について協議し、先月5月1日に全戸配布をいたしました。

既にごらんいただいたと思いますが、今回の議会だより第8号から、表・裏面はフルカラー、中身は一色刷の議会だよりとしてリニューアルいたしております。

閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

また、その他事項として、次号議会だよりに平成23年第1回定例会から第4回定例会までに行われた一般質問を対象に、執行部によりどう取り組まれたか、その後を追跡した特集記事を掲載することも決定いたしましたので、併せて報告をさせていただきます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第1回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成24年第1回定例会におきまして、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

5月24日午後5時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件で、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会

期は、本日から6月18日までの8日間と決定しました。

◎日程第4 承認第1号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第4、承認第1号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分につき承認を求める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第1号について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第1号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に1,335万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,858万7,000円としたものであります。

全額が、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用した一般失業対策事業で、当初予算計上後に県から追加配分されたことに伴い、事業費を増額したものであります。

内訳としては、防犯パトロール事業の追加分358万4,000円、村特産物を利用した観光振興事業261万2,000円、村内環境維持管理事業202万4,000円、小学校図書館司書及び学校生活支援員の雇用経費513万5,000円で、これらの財源として、先ほど申し上げた県補助金を補正額の99.5%の1,328万3,000円、その他の一般財源として平成23年度からの繰越金を見込んでおります。

今回専決処分を行った事業が年度当初より速やかに執行しなければならないため、3月27日に地方自治法第179条第1項

の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第1号について提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例
を定める専決処分につき承認を求め
る件

議長（三浦利雄君） 日程第5、承認第2号鳴沢村税条例の一部を

改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
税務課長。

税務課長（三浦寿得君） 承認第2号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、平成24年法律第17号等が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があるため、専決処分を行ったものであります。

今回改正される地方税法等の施行日が平成24年4月1日とされており、地方税法改正に伴う村税条例の改正を速やかに行わなければならない、特に急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、鳴沢村税条例の一部を改正する条例について、法律等の公布日と同じく平成24年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点は、次のとおりです。

第1点目に、年金所得者の村民税申告の簡素化です。

第2点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置を現行制度のままとし、平成24年度から平成26年度まで継続することです。

第3点目は、幼稚園、図書館、博物館を設置する特定移行一般社団法人等に係る非課税措置の創設です。

第4点目は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例及び住宅借入金等特別控除の適用期間等の

特例適用です。

それでは、鳴沢村税条例の改正内容についてご説明いたします。

2枚めくっていただき、1ページをごらん願います。

条例の改正は新旧対照方式を採用しており、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。改正部分につきましては、それぞれアンダーラインで示しておりますので、ごらん願います。

第36条の2、村民税の申告につきまして説明いたします。

村内に住所を有する個人は、3月15日までに村民税の申告書を村長に提出しなければならないこととなっておりますが、公的年金支払報告書に新たに寡婦（寡夫）の記載が追加されたことにより、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となります。このため、条例中の「寡婦（寡夫）」を削除いたします。

この改正内容は、平成26年度分以降の個人村民税について適用されることとなります。

2ページ、3ページをごらんください。

附則第10条の2につきましては、耐震改修工事を行った高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額規定であります。地方税法の改正に伴う引用条項の整理であります。「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」と改め、「施行規則附則第7条第10項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」と改めます。

3ページをごらんください。

附則第11条につきましては、土地に係る固定資産税の特例措置を平成26年度まで延長するため、「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。

また、地方税法の改正に伴う引用条項について「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」と改めます。

3ページ、4ページをごらんください。

附則第11条の2につきましては、村の区域内の自然的及び社会的条件から見て類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格で、当該年度分の固定資産税の課税標準額として土地課税台帳等に登録されたものとするものであります。「平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例」とあるものを「平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例」と改めます。

また、第1項中の「平成22年度分」を「平成25年度分」と改め、「平成23年度分」を「平成26年度分」と改めます。

第2項中の字句につきましても、「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」と改め、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」と、「平成23年度分」を「平成26年度分」と改めます。

4ページから8ページをごらんください。

附則第12条につきましては、宅地等に係る固定資産税の負担調整の特例措置を平成26年度まで3年間延長するものであり、「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。

第1項においては、住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額課税標準額が前年度分の課税標準額に100分の5を加算した額を上回る場合は、規定に定める率を算出することとし、条項中の「平成21年度から23年度まで」とあるものを「平成2

4年度から26年度まで」と改めます。

また、第2項においては、住宅用地の課税標準額据置特例を平成24年度及び平成25年度について経過措置を講じた上で平成26年度に廃止し、商業地のみへ適用するため、条項中の「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」と改め、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。また、「住宅用地にあつては10分の8、商業地にあつては」との条文を削除し、「当該住宅用地又は商業地等」を「商業地等」と改めます。

第3項においても、条項中の「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。

また、住宅用地への据置特例が経過措置を講じた上で平成26年度で廃止されるため、第4項を削除いたします。

第5項については、条項中の「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改め、第4項といたします。

第6項につきましても、条項中の「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改め、第5項といたします。

8ページ、9ページをごらんください。

附則第13条につきましては、農地に係る固定資産税の負担調整の特例措置を平成26年まで3年間延長するものであり、「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。

9ページ、10ページをごらんください。

附則第15条につきましては、特別土地保有税に係る特例措置の適用の延長であります。平成15年1月1日以後に取得され

た土地に対する特別土地保有税は、当分の間課税しないこととされておりませんが、地方税法の改正により、関連する税条例の字句及び引用条項の整理を行うものであります。

第1項中の「から第6項まで」とあるものを「から第5項まで」と改め、「平成21年度から平成23年度まで」とあるものを「平成24年度から平成26年度まで」と改めます。

第2項中の字句につきましても、「平成24年3月31日」とあるものを「平成27年3月31日」と改めます。

10ページ、11ページをごらんください。

附則第21条の次に附則第21条の2を加え、特定移行一般社団法人等の非課税措置を規定いたします。これは、特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館において、直接その用に供する固定資産について、その固定資産税を非課税とするものであります。

12ページから14ページをごらんください。

附則第22条の次に附則第22条の2を加え、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する特例を規定いたします。所有期間10年超の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、現行制度では、災害により居住用家屋が滅失した場合においては、その敷地であった土地を災害があった日から3年後の年末までの間に譲渡したときに限り、居住用財産を譲渡したものとして課税の特例を適用することとされていますが、東日本大震災の被災者支援のため、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年後の年末までの間に延長することとするものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

附則第23条においては、住宅借入金等特別税額控除の適用を

受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合、控除対象期間の残りの期間についても税額控除ができる規定であります。地方税法の改正により、引用字句の整理を行い、「適用期限」とあるものを「適用期間等」と改め、新たに項を追加するものであります。

同条第1項中の「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」とあるものを「につき震災特例法」と改め、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」と改めます。

新たに第2項を追加し、被災住宅以外に新たに住宅を取得または増改築等をした場合は、被災住宅と新たに取得された住宅の双方について、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができることといたしました。

続きまして、附則について説明いたします。

16ページ、17ページをごらんください。

附則第1条により、施行期日を規定いたします。この条例は平成24年4月1日から施行いたします。ただし、第36条の2第1項中のただし書きの改正規定及び附則第2条第1項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行いたします。

次に、附則第2条により、村民税に関する経過措置について規定いたします。

同条第1項により、改正後の村税条例、以下「新条例」という第36条の2第1項の規定については平成26年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前のとおりといたします。

同条第2項により、新条例附則第23条の規定を平成24年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成23年度分までの個人の村民税については、なお従前のとおりといたしま

す。

次に、附則第3条により、固定資産税に関する経過措置について規定いたします。

同条第1項では、新条例の規定中固定資産税に関する部分を平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前のおりとしたします。

同条第2項では、この条例による改正前の村税条例、以下この項において旧条例と言います。附則第12条第2項の住宅用地に係る部分と第4項における規定は、平成24年法律第17号による地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、次項において平成24年改正法と言います。附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課税する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有します。この場合において、次の表の左の欄に掲げる規定中、同表の真ん中の欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右の欄に掲げる字句に読み替えるものとしたします。

旧条例附則第12条第2項中の「前項」を「附則第12条第1項」と、「平成21年度から平成23年度までの各年度分」とあるものを「平成24年度分及び平成25年度分」と、「10分の8」を「10分の9」に読み替え、旧条例附則第12条第4項中の「0.8」を「0.9」と、「平成21年度から平成23年度までの各年度分」とあるものを「平成24年度分及び平成25年度分」と、「第1項」を「附則第12条第1項」と読み替えます。

同条第3項では、平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、固定資産税に関する部分に限り、次の表の左の欄に掲げる新条例の規定中、

同表の真ん中の欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右の欄に掲げる字句に読み替えるものといたします。

附則第14条中の「又は第13条の2」とあるものを「若しくは第13条の2又は村税条例の一部を改正する条例（平成24年総税市第13号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の村税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項」と読み替え、「又は第13条の規定」とあるものを「若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定」と読み替えます。

附則第15条第1項中の「から第5項まで」とあるものを「から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項」と読み替えるものといたします。

以上で承認第2号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第6 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める専決処分につ
き承認を求める件**

議長(三浦利雄君) 日程第6、承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
住民課長。

住民課長(渡辺安司君) 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令、平成23年政令第392号が平成23年12月14日に公布・施行されたことに伴い、鳴沢村国民健康保険税条例についても、これに準じて所要部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点は、国民健康保険税の附則に東日本大震災に係る被

災用居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものです。

条例の改正は新旧対照方式を採用していますので、左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。それぞれアンダーラインの箇所を改正したものであります。

下にページを振ってありますので、2ページをごらんください。

2ページの改正前の附則第4項の1行目、第36条の次に（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）を追加し、「同法」とあるのを「租税特別措置法」に改正するものです。

また、同じ2ページの19行目の長期譲渡所得の金額の次に、（第3条中）「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、までを追加し、同じ3ページの附則第14項の次に（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡

期限の延長の特例)として第15項を追加するものです。

内容としましては、東日本大震災の被災者が生活再建の必要性から財産を処分・移転した場合、譲渡所得として通常は国税15%、地方税、住民税が5%課税され、このほか国民健康保険税の所得割としまして、前年度の所得に応じて8.17%が課税となります。

このため、譲渡期限の延長の特例として、非課税期間を震災のあった日から3年間だったものを7年間に延長したものです。

なお、施行期日としまして、この条例は平成24年4月1日から施行したものです。

以上、承認第3号の専決処分理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第7 報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答
について**

議長 (三浦利雄君) 日程第7、報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長 (渡辺千秋君) 報告第2号第一区・第二区からの陳情及び回答について、ご説明申し上げます。

鳴沢村第一区より平成24年4月23日付、第二区より平成24年4月2日付で平成24年度陳情を受け、担当課で現地調査及び検討を行い、取りまとめた結果を別紙のとおり第一区に平成24年5月14日付、第二区に平成24年4月18日付で、項目ごとの対応について回答いたしました。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長 (三浦利雄君) これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の報告を終了いたします。

**◎日程第8 報告第3号平成23年度鳴沢村一般会計繰越明
許費繰越計算書について**

**日程第9 報告第4号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特
別会計繰越明許費繰越計算書につい**

て

議長（三浦利雄君） 日程第8、報告第3号平成23年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第9、報告第4号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第3号平成23年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第4号平成23年度鳴沢村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成23年度事業の一部を平成24年度へ繰り越すために、本年第1回定例会において議決いただいた繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

本年第1回定例会において、一般会計が3事業、総額2,833万円、簡易水道事業特別会計が1事業、493万3,000円を繰越明許費として議決していただいておりますが、このうち、村道改良事業については平成23年度内に執行することができた56万8,000円を差し引いた額を繰り越しいたしました。

事業の内訳としては、一般会計が中山間地域総合整備事業180万円、村道改良事業2,361万円、消防施設等整備・管理事業235万2,000円、以上3事業総額2,776万2,000円を、簡易水道事業特別会計が水道整備事業493万3,000円を、両会計を合計して4事業3,269万5,000円が平成24年度への繰越明許額となります。

これらの財源として、社会資本整備総合交付金を初めとした国

庫支出金 2 4 1 万 2, 0 0 0 円、水道使用料 4 9 3 万 3, 0 0 0 円、一般財源 2, 5 3 5 万円を繰り越しいたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成 2 3 年度内では執行が困難となったため、繰り越し明許としたものですが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で報告第 3 号及び報告第 4 号について報告を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で報告第 3 号及び第 4 号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第 1 0 報告第 5 号教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価の報告につ
いて**

議長（三浦利雄君） 日程第 1 0、報告第 5 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 報告第 5 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が、評価の報告書です。

評価項目については、鳴沢村第 4 次長期総合計画の基本計画の

施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ等の推進について評価を行い、評価項目・内容については教育委員の意見・評価も参考にして行っております。

以上で報告第5号についての報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） ご質問をいたします。

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の国際教育の推進、3番ですね。ほとんどAが多いんですけども、これはどういう評価基準に基づいてやっているのか、報告をひとつ。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） その前に、ちょっと教育委員会の活動の点検・評価とはどのようなものかということについて、若干説明をさせていただきます。

教育委員会が住民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進していくためには、自らの活動を点検・評価し、公表することが重要である。このため、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年度から教育委員会は毎年教育委員会の事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

評価項目、評価の根拠、評価については、教育委員会事務局において作成し、教育委員さん方のご意見を伺いながら、必要と

思われる評価項目、評価の根拠、A、B、Cの評価をつけて毎年度の実態に合わせて作成し、報告をさせていただいております。

具体的にどのような点検・評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告方法などについては各教育委員会が実情を踏まえて決定するものと定められております。

鳴沢村教育委員会におきましては、この評価シートの一番上に、評価は3段階評価とし、以下の達成状況により評価しております。Aが達成またはほぼ達成している、それからBはおおむね達成している、Cが計画はあるが実施はしていないと、こういうことで大部分といいますか、ほとんどがAということになっておりますけれども、評価項目がおおむね達成されている、あるいは達成されているという判断でAの評価をつけています。

議長（三浦利雄君） 7番、渡邊明雄議員。

7番（渡邊明雄君） わかりました。

ただ、いろいろこれ以上教育の件についてもっともっとやってもらいたいと思いますが。Aでもいいですけれども。よろしくをお願いします。

議長（三浦利雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告第5号の報告を終了いたします。

◎日程第11 議案第22号鳴沢村暴力団排除条例を定める
件

日程第12 議案第23号村長の給与及び旅費条例の一部
を改正する条例を定める件

日程第13 議案第24号鳴沢村教育長の給与等及び旅費

に関する条例の一部を改正する
条例を定める件

日程第 1 4 議案第 2 5 号特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を定める
件

日程第 1 5 議案第 2 6 号証人等の実費弁償に関する条例
の一部を改正する条例を定める
件

日程第 1 6 議案第 2 7 号鳴沢村職員等の旅費に関する条
例の一部を改正する条例を定め
る件

日程第 1 7 議案第 2 8 号鳴沢村介護保険条例の一部を改
正する条例を定める件

日程第 1 8 議案第 2 9 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正す
る条例を定める件

日程第 1 9 議案第 3 0 号鳴沢村子ども医療費助成金支給
条例の一部を改正する条例を定
める件

議長（三浦利雄君） 日程第 1 1、議案第 2 2 号鳴沢村暴力団排除
条例を定める件から、日程第 1 9、議案第 3 0 号鳴沢村子ども
医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件までの
9 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次登壇し、説明をお願いします。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第 2 2 号鳴沢村暴力団排除条例を定
める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成 2 3 年度に山梨県が暴力団排除条例を施行し、県下の各市

町村でも暴力団排除条例の制定を予定しており、全県一丸となつての取り組みが必要であることから、当村でも制定するものであります。

暴力団が対立抗争や共生者を介して資金獲得を図るなどの活動を行っている中、村民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を実現することを目的とするものであります。

附則として、施行期日を7月1日からとしております。

以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第23号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

村長の旅費の規定を鳴沢村職員等の旅費に関する条例において定めるとともに、給与の規定を明確化するため、改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、村長の給料の支給に係る起算日及び期末手当の支給日、支給割合などを明確化するとともに、旅費の種類及び額などを鳴沢村職員等の旅費に関する条例で定めるために規定するものです。

なお、給与及び期末手当については、従来までの取り扱いを明確化するものであり、支給額の変更はありません。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第24号鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

教育長の旅費の規定を鳴沢村職員等の旅費に関する条例において定めるとともに、給与の規定を明確化するため、改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、教育長の在職期間に応じた期末手当の支給割合を明確化及び旅費の種類及び額などを鳴沢村職員等の旅費に関する条例で定めるために規定するものです。

なお、給料及び期末手当については、従来までの取り扱いを明確化するものであり、支給額の変更はありません。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第25号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

特別職の報酬支給額の計算方法を明確化するとともに、費用弁償の種類及び額を他の役職の状況等勘案して改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、実費弁償の種類に規定されていなかった船賃、航空賃を追加するとともに、鉄道賃と併せて路程に応じ旅客運賃により支給することとし、車賃については、公共交通機関の運賃額または実費額から1キロメートル当たりの定額。日当については、正午または午後6時をまたがない職務のための旅行の場合、半額。宿泊料については、近隣市町村の状況などを勘案して、都市部である甲地方1万9000円、その他の地域である乙地方9,000円の額の範囲内の実費とするものです。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第26号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

証人等の実費弁償の種類を明確化するとともに、その額を他の

役職の状況等を勘案して改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、実費弁償の種類に規定されていなかった船賃、航空賃を追加するとともに、鉄道賃と併せて路程に応じ旅客運賃により支給することとし、車賃については、公共交通機関の運賃額または実費額から1キロメートル当たりの定額。日当については、正午または午後6時をまたがない出頭または参加の場合、半額。宿泊料については、近隣市町村の状況などを勘案して、都市部である甲地方1万900円、その他の地域である乙地方9,000円の額の範囲内の実費とするものです。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第27号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

職員の旅費の種類、額等を近隣市町村の状況を勘案して改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、実費弁償の種類に規定されていなかった船賃を追加するとともに、鉄道賃、航空賃と併せて路程に応じ旅客運賃により支給することとし、車賃については、公共交通機関の運賃額または実費額から1キロメートル当たりの定額に、宿泊料については、近隣市町村の状況などを勘案して都市部である甲地方、その他の地域である乙地方の別に、村長、教育長、職員の額を規定し、その範囲内の実費とするものです。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第28号鳴沢村介護保険条例の

一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

主な改正点は、介護保険料の滞納者につきまして平成24年度から延滞金を徴収するための条例整備で、延滞金の率を税条例と同率にするものと減免項目を追加するものであります。

附則として、施行期日を平成24年7月1日とするものであります。

以上で議案第28号の提案理由の説明を終わります。

住民課長（渡辺安司君） 議案第29号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

主な改正点は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び外国人登録法が廃止となり、平成24年7月9日より施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

日本国内で生活している外国人の人口が18年間で1.8倍に増加し、外国人住民の利便性向上と行政事務の合理化を図るため、外国人住民にも住民票が作成されるものであります。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第30号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

主な改正点は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるためです。

附則としまして、施行期日を平成24年7月9日とするものであります。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第30号までの9件については、会議規則第36条第1項の規定により、総務教育厚生常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第20 議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第32号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第33号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第20、議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、日程第23、議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件につきまして、

提案理由をご説明申し上げます。

平成24年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに3,078万9,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を24億1,300万円とするものであります。

歳出の概要につきましては、村道改良事業2,615万3,000円、公共施設修繕基金積立金562万9,000円、地域情報通信基盤整備推進事業271万6,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金などの特定財源321万7,000円、一般財源として前年度からの繰越金3,042万3,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成24年度予算と、平成23年度から平成24年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、24億4,569万5,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第31号から議案第34号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第34号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することといたします。

議長（三浦利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月12日から17日までの6日

間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、本会議は6月12日から17日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月18日午後3時20分から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月11日

議会議長

署名議員

署名議員

平成24年6月18日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第22号鳴沢村暴力団排除条例を定める件
日程第4 議案第23号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件
日程第5 議案第24号鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
日程第6 議案第25号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例を定める件

- 日程第 7 議案第 26 号証人等の実費弁償に関する条例の一部
を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 27 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一
部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 28 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第 10 議案第 29 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例
を定める件
- 日程第 11 議案第 30 号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の
一部を改正する条例を定める件
- 日程第 12 議案第 31 号平成 24 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 32 号平成 24 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 33 号平成 24 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 34 号平成 24 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 発委第 1 号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例を
定める件
- 日程第 17 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の
選任に同意を求める件
- 日程第 18 一般質問
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 1 分

議長（三浦利雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、渡辺 泉君、渡邊政司君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 24 年第 1 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林茂澄君。

8 番（小林茂澄君） 平成 24 年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第 1 回定例会についての報告をさせていただきます。

平成 24 年 3 月 27 日午後 1 時 30 分より招集され、第 1 回定例会が行われました。

議員 17 名と、会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

会議事件は 9 件で、内容としましては、「部分林植栽に関する件」、これは、伐採跡地等に植栽承認を得て植栽を実行するものです。

「人口部分林手入れ保護に関する件」これは、下刈り手入れ等は雑木・雑草・荊棘等、最も成長する時期に実行できることとするものです。

「主産物払い下げに関する件」払い下げに関しては、買受申請書に議決書の添付を要するので、予算の範囲内にて行ない得る払い下げについては組合長に一任し処理できることとするものです。

「恩賜県有財産借地に関する件」新規及び継続の借地について議決書を添付する規定になっており、諸手続ができるものとするものです。

「主産物払い下げに関連する件」主産物払い下げに関連して生ずる盗伐・誤伐等の事故に対しては諸手続に議決書の添付を要するため、必要に応じ処理できるようにするものです。

「人口部分林内耕作に関する件」シラベ・モミ等の苗木を養成するものです。

「平成24年度一般会計予算について」歳入歳出予算の総額は9,421万1,000円とするものです。

「平成24年度美化協会計予算について」歳入歳出予算の総額は1,700万1,000円とするものです。

「一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を行うのに伴う山梨県市町村総合事務組合規約変更についての専決処分の承認について」山梨県市町村総合事務組合が一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を行うこととなったため、規約の変更を専決処分するものです。

以上、9件の事案が承認されました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 河口湖南中学校組合議会、2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成24年第1回河口湖南中学校組合議会定例会が、3月28日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員15名と教育委員5名、会議事件説明のために組合長 渡辺凱保富士河口湖町長を初め執行部8人、及び河口湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議においては、まず、会議が28日、1日間と決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、河口湖南中学校組合教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件、期末手当の額等、他の地方公共団体との均衡を図るため、本条例の一部を改正する必要があるとのことです。

次に、平成23年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算議定の件です。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,691万3,000円とする旨。

次に、平成24年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算議定の件、内容は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,285万8,000円とする旨です。

次に、公平委員会公平委員の選任に同意を求める件、内容は、公平委員会公平委員の任期満了により3名の方が選任され、鳴沢村小林祺一郎氏、富士河口湖町小立古屋さち子氏、富士河口湖町大嵐渡辺軍治氏の3名です。

いずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

以上で、河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

- ◎日程第 3 議案第 2 2 号鳴沢村暴力団排除条例を定める件
- ◎日程第 4 議案第 2 3 号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 5 議案第 2 4 号鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 6 議案第 2 5 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 7 議案第 2 6 号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 8 議案第 2 7 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 9 議案第 2 8 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 1 0 議案第 2 9 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件
- ◎日程第 1 1 議案第 3 0 号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第 3、議案第 2 2 号鳴沢村暴力団排除条例を定める件から、日程第 1 1、議案第 3 0 号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件までの 9 件を一括して議題といたします。

本案に関し、総務教育厚生常任委員長の報告を求めます。総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 今定例会におきまして、総務教育厚生常任委員会に付託された議案第22号鳴沢村暴力団排除条例を定める件から、議案第30号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件までの合計9議案につきまして審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

総務教育厚生常任委員会は、会議日程に従い、去る6月13日午後1時15分に開催し、当局より、村長、教育長を初め管理職7名の出席を得て、委員全員出席のもと開会し、付託案件の審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された9議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決し、同日午後2時26分に閉会いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの、総務教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

まず初めに、議案第22号鳴沢村暴力団排除条例を定める件の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は可決であります。本案を委員長の

報告のとおり可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号鳴沢村暴力団排除条例を定める件を原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第23号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件から、議案第27号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの5件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第23号から議案第27号までの5件を採決いたします。

本案についての委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号村長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定める件から、議案第27号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの5件は原案のとおり可決とすることに決定しました。

次に、議案第28号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第28号を採決いたします。

本案についての委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を原案のとおり可決とすることに決定しました。

次に、議案第29号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件から、議案第30号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件までの2件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第29号から議案第30号までの2件を採決いたします。

本案についての委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件から、議案第30号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件までの2件を原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第12 議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第13 議案第32号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第14 議案第33号平成24年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第15 議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者

医療特別会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第12、議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る6月11日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけではありますが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号から議案第34号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第31号から議案第34号までの4件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）から、議案第34号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第16 発委第1号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第16、発委第1号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 発委第1号鳴沢村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由の説明を申し上げます。

鳴沢村議会議員の費用弁償の種類を明確化するとともに、その額を他の役職の状況等勘案して改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、実費弁償の種類に規定されていなかった船賃、航空賃を追加するとともに、鉄道賃と合わせて路程に応じ、旅客運賃により支給することとし、車賃については公共交通機関の運賃額または実費額から1キロメートル当たりの定額、日当については、正午または午後6時をまたがない公務のための旅行の場合半額とし、また、富士五湖広域行政事務組合構成市町村区域内への旅行の場合については日当は支給しないこととし、宿泊料については、都市部である甲地方、1万900円、その他の地域である乙地方、9,000円の額の範囲内の実費とするものです。

附則として、施行期日を7月1日としております。

以上で、発委第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

本議案は、委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより、発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 17 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第 17、同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第 1 号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡邊昭訓氏及び三浦久一氏が、6月30日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、引き続き三浦久一氏及び鳴沢村29番地、佐藤光徳氏を選任したいと思います。

ご存じのように、お二方ともに人格高潔で適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。お諮りいたします。

この際、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これより同意第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、同意第1号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件は同意することに決しました。

◎日程第18 一般質問

議長（三浦利雄君） 日程第18、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林利雄君からの鳴沢村の活性化についての質問を許します。

3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番 小林利雄。

鳴沢村の活性化について村長にお伺いいたします。

3月定例議会の村長の所信表明、答弁の中に、企業誘致、農業の六次産業化、農業と観光を結びつけ観光振興を図る、また、人を育てることが地域発展につながるから、村民の声に耳を傾けながら村を発展させるとの力強い話がありました。

経済が冷え込み人口が減少する中、優秀な企業が県外へ撤退する今、企業誘致は難しいと思いますが、村の観光と商業の中心である道の駅を利用した村の活性化策として、道の駅に村営食堂を建設したらどうかとの意見を多くの住民から聞きます。食堂をつくることにより村の人の就職も増えます。村産のおいしい野菜のPRを兼ねた地産地消も一緒に行えます。設計、建設から食堂運営まですべて村民が関わられるようにしたら、村の経済効果も高まります。

また、パブリックコメントにあった、屋上に展望台を設置し、村から見える富士山、樹海の絶景を写真撮影できるようにすれば観光の目玉も1つ増えます。

一例をあげましたが、今後の村の活性化策について村長の考えを聞かせてください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

本当に経済が冷え込み、県内の企業でも撤退する企業も出ております。そのような中、村も活性化しなければいけないわけですが、ご存じのように、道の駅は指定管理者制度を導入して、博物館は日食さん、道の駅はJAなるさわに管理運営をお願いしております。道の駅の中には軽食堂も運営しているため、新たに村営食堂を建設するという考えはありません。

しかし、村の活性化の方策の1つとして、現在ある軽食堂の改善を図ることは考えられます。

例えば、軽食堂に隣接する休息室の一部を使い食事スペースを拡張したり、また、メニューについても、地元で採れた野菜、その他村の特産品を活用し、JAや村民の方々のアイデアなども取り入れて新しいものを開発していくことで、小林議員のおっしゃるような野菜のPRや地産地消の推進につながれると思います。よいものが生まれれば利用者は増えるだろうし、それに伴い、従業員もそれに対応できる人数を確保する必要があることから、雇用の新規創設にもつながることが期待できます。

既存の施設を再活用して新たなアイデアを取り入れることで、地域の活性化が実現できますよう、JAなるさわと協議検討していきたいと思いますので、議員の皆さん方のご指導もお願いしたいと思っております。

展望台の件につきましては、パブリックコメントに、道の駅駐車場の北側に、東西に長い2階建て展望台をとというご意見がありました。村の財政状況も踏まえますと、現段階では、建設は考えておりません。駐車場北側には簡単な展望台を設置して

ありますのでこれを活用すること、また、生き生き広場からの富士山も絶景ですので、こちらをビューポイントとしてアピールしていくことなども検討していきたいと考えております。

以上で、小林議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） よろしいですか。

これにて、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、田中 稔君からの巨大地震と富士山噴火に対する避難方法についての質問を許します。9番 田中 稔君。

9番（田中 稔君） 9番 田中 稔。

村長にお伺いします。

6月8日、山梨、静岡、神奈川の3県で、富士山噴火に備えての対策協議会が発足され、今後、広範に検討されると思いますが、大規模災害発生時にはライフラインや情報網、通信網の途絶パニックが発生します。市町村単独では、応急・復旧活動が満足に実施できないという事態が生じると思います。他の市町村と災害時応援協定を提携することで村民の生命を守り、強くて確かな応急・復旧活動が期待できると思います。災害時応援協定についてインターネットで見ますと、災害時応援協定とは、災害発生時における各種応急・復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体・自治体と民間事業者や関係機関との間で、また、自治体間で締結される協定のことであると載っております。

現在、市町村間の相互応援協定の締結が積極的に見られております。全国で1,400以上の市町村が広域防災応援協定を締結しています。特に、姉妹都市関係にある市町村間で、相互応援協定が締結されることが多いそうです。

鳴沢村も村民の生命を守るために、適当な距離のある市町村と姉妹市町村相互援助協定の締結が必要と思います。行政の今後

の方針をお伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 田中 稔議員の質問にお答えします。

平成24年6月8日に、国土交通省・気象庁・自衛隊・山梨県・静岡県・神奈川県及び県下関係市町村の構成実務担当課長で構成される富士山火山防災対策協議会が発足し、今後の予定では、平成24年度中に富士山噴火による広域災害に備え、県境を越えた避難の受け入れ態勢を検討し、避難先やルート、手段などを定めた広域避難計画を策定し、平成26年度までに3県合同で避難訓練を実施する予定となっております。

富士山ハザードマップでは、村全域が第1次避難ゾーンから第3次避難ゾーンに指定されていますので、富士山火山防災対策協議会で策定する具体的で実践的な広域避難計画、つまり、いつ・だれが・どこから・どこへ・どのように避難するかということは非常に重要なことでもあります。

現在、富士北麓地域の消防相互応援協定や、環富士山火山防災連絡会の災害時相互応援協定、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書を締結しておりますが、姉妹都市提携等を締結する場合、東日本大震災からもおわかりのとおり、災害は常に日本じゅうで起こる可能性もあること、また、過去の富士山噴火形態の多様さや風向きにより広域に被害を及ぼす火山灰なども考慮しなければなりません。

また、別荘地を抱える当村として、特定の市町村と避難先を締結することがベストであるかということも考えなければならぬため、とりあえず避難の姉妹都市提携締結は考えてはおりません。

最近マスコミが、私にとっては想定外の富士山噴火を取り上げ

ますが、避難経路としてのインフラは強調しますが、富士山噴火は予知できるものと考えております。私は、地震は予測が難しくいつ来るかもわかりませんが、木造建築の多い鳴沢村では、震度六、七でも瞬時に崩壊するような家屋は少ないと考えております。楽観し過ぎかもしれませんが、私の考えを申し上げさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 9番 田中 稔君。

9番（田中 稔君） 9番 田中 稔。

巨大地震、富士山噴火の発生は明日かもしれません。村民の生命を守るために避難先の確保は必要であります。早急に検討をお願いしまして質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、田中 稔君の一般質問を終わります。

次に、国際交流基金の用途変更についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

国際交流基金の用途変更について村長にお尋ねいたします。

村の基金には、将来を見据えた公共施設建設基金、村債管理基金、地域福祉基金等がありますが、ほとんど使われていない基金もあります。今は税収も減り、思うような政策が打てない状況にあり、眠っている村の資産をうまく活用することも必要だと考えます。少子化が進んで過疎化した後の活用では何の効果も期待できません。

国際交流基金はどのようなときに利用するのでしょうか。また、村独自の育英基金等に用途を変更することはできないのでしょうか回答をお伺いします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問についてお答えいたしま

す。

まず1番目の国際交流基金の利用についてですが、基金設置の根拠となっている「鳴沢村国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例」第1条において、設置の目的を「鳴沢村は外国との交流を図り、将来を担う青少年をはじめ、村民に国際交流の機会を提供し、もって国際化に即した地域社会の発展に寄与するため基金を設置する。」としておりますので、この目的にかなう事業の財源として利用することになります。

なお、第2条基金の額において「基金の額は1億円とする」とし、第5条運用益金の処理で、「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。」としております。したがって、常に1億円は基金として保有し、その運用益をもって、第1条の設置目的にかなう事業の財源とするわけですが、平成23年度末現在高は9,450万円余りで1億円を割り込んでいること、及び近年の景気の低迷により利率が下がり、運用益が見込めないことなどから、繰り入れを伴う事業実施は困難であると考えております。

2番目の育英基金等への用途変更についてですが、地方自治法第241条第8項の規定により、国際交流基金条例の廃止及び新基金条例の制定を行うことにより用途変更は可能です。この件につきましては、貴重な基金を有効に活用するため、今後、議員の皆様と検討していきたいと考えておりますので、ご指導のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

この国際交流基金を活用して育英基金等の教育環境を整えて、ここに住みたいというような魅力のある鳴沢村に、ぜひしてい

ただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、生活支援サービスの拡充計画についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

生活支援サービスの拡充計画について村長に質問いたします。

生活支援サービスは、在宅の高齢者が介護に頼らず自立した生活ができるように支援するために市町村が行う保健福祉サービスの1つです。

介護保険の円滑な実施を促進するために、外出支援サービス事業、配食サービス事業、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業など一定の生活支援事業に対しては、国が2分の1、都道府県4分の1の助成があります。

高齢者の健康寿命を延ばせれば、介護関連の社会保障費が抑制されるという波及効果も期待できます。新たな生活支援サービスを拡充するお考えはありますか。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の、新たな生活支援サービスを拡充する考えについてのご質問についてお答え申し上げます。

介護保険会計の健全な運営を行う方策の1つとしまして、高齢者の健康寿命を延ばすことは重要と考えております。

村では、今年度から介護予防・日常生活支援総合事業の中で、介護認定による要支援者や、介護認定はされていないが支援が必要と思われる方を含め、生活支援サービスを提供していきます。

サービスの内容は、訪問介護、外出支援、寝具清掃、配食、成人用おむつ、訪問理美容などのサービス提供を行ない、このほかにもボランティアによる降雪時の雪かき支援も行っております。また、現在、独居老人などの見守りが必要な世帯の拾い出

し作業を行っており、作業が完了し次第、支援員による見守りを含めた訪問を行う予定となっております。

このほかにも、介護保険の制度として、在宅で自立した生活が送れるよう訪問入浴、訪問介護、福祉用具の貸与、住宅改修などにかかわる費用の給付を行っております。

今後の新たな生活支援サービスにつきましては、対象者のニーズに合わせたサービスの提供を検討してまいります。介護予防・日常生活支援総合事業は24年度からの新規制度のため、事業内容も変動する可能性もありますので、国の方針を注視しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

また、この事業は、国25%、社会保険支払基金30%、県12.5%、村、12.5%、第1号保険料20%の割合で構成され、補助事業としての限度額は給付見込み額の1.5%までとされており、本年度は限度額の259万3,000円を予算計上しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

前向きなご回答ありがとうございます。

健康寿命とは、要支援、要介護認定を受けずに自立して生活できる負担を数値化したものであります。山梨県の健康寿命は全国でもトップレベルにあります。ぜひ数値化して、お年寄りが暮らしやすい村をこれからも維持していくようお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、鳴沢村の観光スポットの現況調査と整備状況についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

鳴沢村の観光スポットの現況調査と整備状況について企画課

長に質問いたします。

今月、景勝地の調査で、大田和から五湖台に登り紅葉台へと降りてきましたが、富士山が見える場所は五湖台と紅葉台の展望台の上だけでした。鳴沢村側は木々が生い茂り、日中でも薄暗く、展望台がないところでは富士山をはっきりと臨むことができませんでした。この地域は国立公園の特別地域ですが、富士河口湖側の登山道は間伐、伐採されて景観は保たれています。中高年や山ガールによる登山客が増加している中、五湖台への登山客は減少傾向にあります。

来年、富士山が世界文化遺産登録されれば、観光客の増加が予測されますが、整備の遅れた観光スポットでは期待が持てません。五湖台から紅葉台までの鳴沢村側の登山道の間伐、伐採計画について報告をお願いいたします。

また、景勝地、ビュースポットの現況調査と整備はどのように実施しているのでしょうか、回答をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 渡邊政司議員のご質問についてお答えいたします。

まず、紅葉台から五湖台までの富士山側の土地につきましては、鳴沢村第1区所有地となっております。東海自然歩道の管理は山梨県が行っておりますが、歩道沿いは、所有者である鳴沢村第1区で管理を行うこととなっております。

東海自然歩道沿いにつきましては、長年整備されていない状況でした。特に五湖台は木々が生長し、富士山を臨むことができない状態でありました。また、紅葉台から五湖台までの歩道沿いにつきましても、やぶなどが生い茂り暗くなっておりました。

そのため、平成22年度において緊急雇用創出事業を活用し、東海自然歩道沿いの木々を伐採、下刈りを行ない整備し、五湖

台においては富士山が眺望できるまでにしました。

この事業につきましても、東海自然歩道沿いは森林法において水源涵養保安林に指定されておりますので、間伐できる材積は20%と制限がありましたので、その範囲内で伐採を行いました。

その後、第1区におきましても、県の森林整備加速化・林業再生事業を活用し、引き続き伐採や下刈りを実施しました。それにより、以前よりも富士山が眺望できるようになっております。

しかし、ビューポイントを整備していくためには、一時的な整備ではなく定期的な整備が必要となりますので、第1区に間伐、伐採の要望を行ない、村としても、国・県の補助金、交付金が活用できるような助成制度がありましたら、協力して整備を行うよう、今後も努めてまいりたいと思います。

続きまして、ビュースポットの現況調査と整備についてであります。現況調査は一括では行っておらず、随時現地調査を行っております。

現在、把握している景勝地としては、道の駅なるさわ、紅葉台、五湖台、奥庭、御庭、御中道滑沢付近、生き生き広場などがありますが、その中で村として整備しているポイントは、道の駅なるさわ、生き生き広場となります。しかし、道の駅なるさわにおいては、隣接している富士緑の休暇村屋外運動場のネットや支柱により、以前ほど富士山を眺めることはできなくなりましたので、今後は、生き生き広場を村として富士山の撮影ポイントであることをアピールしていきたいと考えております。

そのほかのポイントにつきましては、所有者である県、第1区などに要望し、景勝地が整備されるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番 渡邊政司。

今後とも整備していかれるということですので、継続して整備のほうよろしく願いいたします。

あと、ビュースポットを見つけるためには写真コンテスト等も考えられます。観光客が増やせるような新たな企画・イベントを、併せてしていただきたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、東富士五湖道路等の整備についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

東富士五湖道路等の整備について村長に考え方を教えていただきたいと思います。

東日本大震災以後の地震活動の活発化により、東海地震や富士山噴火等、当村に多大な被害をもたらす災害発生が懸念されています。

富士山は富士山世界文化遺産への登録も進められていますが、富士山周辺の東富士五湖道路と富士市の西富士道路等を連結し、富士山周遊道路等を整備したらと思います。道路としての砂防道路やお互いの避難道路としての活用ができるものと思います。富士箱根伊豆交流圏市町村サミットで提言できないものでしょうか。村長の考え方を教えてください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

仮に、東富士五湖道路と西富士道路を結ぶ富士山周遊道路が整

備されれば、連結される高規格道路は、高架で鳴沢村を通過することとなると考えております。国道139号線の交通量が大幅に減少し、村内の業者や宿泊施設など地域経済を考えるとマイナス面が大きく、今のところ建設を要望する考えはありません。

現在、国交省に要望を継続しておりますが、富士北麓地域と静岡県を結ぶ幹線道路である国道139号線の渋滞緩和と、東海地震、富士山噴火など緊急時の避難道路としての活用を考え、交差点の改良・整備を進めながら国道139号の4車線化に結びつけたいと考えております。

また、国道に接続している県道富士宮鳴沢線も、急カーブの解消、道路幅員の拡幅等の道路整備を進め、交通環境が整備されるよう要望活動を推進したいと考えております。

災害時の緊急避難道路、緊急輸送道路としては、国中地域への避難道路として、鳴沢村から若彦トンネルへ通ずる道路整備を、甲府笛吹富士河口湖富士吉田線促進期成同盟会、国道139号鳴沢地内道路建設整備促進期成同盟会を通じ、国・県への要望活動を進めております。これには、富士河口湖町合併支援道路を含め、鳴沢村寄りの区域に、足和田山にトンネルをあけるよう富士河口湖町と協議を進めていきたいと思っておりますので、議会の皆様方にもご支援をお願いしたいと思っております。

以上で、小林昭一議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

震災、富士山噴火等多大な被害が予想されている中、村長の前向きな避難経路の活用、それから、避難経路の新設等あるようです。よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、避難所の設備についての質問を許し

ます。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

避難所の設備について村長にお尋ねをいたします。

大規模災害時に鳴沢村の村民体育館及び武道館を避難所として提供する受け入れ可能施設として発表していますが、煮炊きの設備、毛布等の採暖用具のさらなる備蓄等が必要になると思いますが、村としての今後の対応をお聞かせ願います。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災では甚大なる被害が出ており、全国的な協力が必要であることから、山梨県においても各市町村へ呼びかけを行ない、当村では、鳴沢村民体育館及び鳴沢村武道館を受け入れ可能施設として発表いたしました。

今後、全国的な援助を要するような大規模災害が発生した場合には、都市圏等からの避難者の受け入れも考えられますが、何日かは体育館、武道館でもよいかもかもしれませんが、長くなると民間宿泊施設をお願いするようになると考えております。これは、ライフラインが活用できればの話ではありますが、あくまでも村民のための備蓄や資機材であり、現在、中央防災会議において、大地震の想定被害などが見直されておりますので、当村でも備蓄計画の検討を行うとともに、全国的にも地震が多発していますので被害想定以上の備蓄を考えておりますが、最も重要なことは、災害時には自分の命は自分で守る自助であることから、広報などで村民に繰り返し啓発していきたいと考えておりますので、備蓄などの資材物資はこれら避難者用のものではありません。そんな考えをご報告させて答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） よろしいですか。

2番（小林昭一君） はい。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からの、鳴沢村スポーツ少年団への児童・生徒の全員加入の促進方策についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

心地よく健やかに暮らせるために、みんなでつくる鳴沢村を将来像として進めてきた鳴沢村第4次長期総合計画前期基本計画が終了し、後期基本計画が3月、発表されましたけれども、スポーツ・レクリエーションの推進の中にある体育協会の組織強化、スポーツ少年団の育成、地域総合型スポーツクラブの設立についてのことを教育長にお伺いいたします。

先般、新聞紙上で、山梨県の婦人は歩くことが日本で一番少ないとの報道がございました。運動不足は健康を害し、さまざまな病気を引き起こす要因となることはご承知のとおりでございます。

体力、健康づくりの推進を図る体育協会が、組織の強化を進めるため、事業の一部を専門部に委託し専門部の活性化を図るとありますが、一部の専門部は部員の減少等により活動が休止されている専門部もございます。どのようにして活性化を図るのか。減少している部員の増員に対してはどのような計画かお伺いします。

また、児童・生徒のスポーツ少年団への全員加入を促す計画がございましたが、日本スポーツ少年団では、創設50周年を迎え、第9次育成5ヶ年計画を策定し、新規団員の獲得、幼児の加入や障がいを持った子どもたちの加入促進等の検討、方策実

現の取り組み等を計画中であります。

本村では、どのようにして児童・生徒の全員加入を促し、児童、幼児、障がいを持った子どもたちを含めどのように促進するのか。優秀な指導者の育成も含めお伺いしたいと思います。

さらに、文部科学省では、すべての地域住民が運動に親しみ、自主運営による実践、活動を継続する手だてとして、市町村に1つ以上の地域総合型スポーツクラブの設立を推進しており、本村では、クラブの設立に努めるとありますが、具体的にどのように推進を図るのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

まず、体育協会の組織強化についてですけれども、鳴沢村体育協会は20の競技団体専門部や地域団体で構成されています。県の体育祭り、郡の体育祭り等、種目ごとの大会・競技会等への参加や、体育協会で開催している事業を専門部に運営委託し、専門部の強化や活性化を図っています。

部員の減少により休部している部もあるわけですが、あらゆる機会を通して、会員の加入・促進、そういったことをこれからも進めていきたいと考えております。

次に、スポーツ少年団の育成についてですが、鳴沢村スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団がその目的とする、スポーツ少年団の育成と指導並びに、スポーツを通じ、青少年の健全な育成に資することを目的としています。

スポーツ少年団は、自主的に参加した子どもたちと団の活動をよりよくするために補助的な役割を果たすリーダー、適切な指導・助言で子どもたちの能力を引き出し、よりよい社会人へと導くことができる指導者、保護者等の育成母集団が重要メンバ

一となり、初めて組織と機能が確立されています。

このため、スポーツ少年団の育成には、こうした指導者・リーダーの育成が不可欠であり、指導者及び団員には、研修会などに参加を推奨し、指導者及びリーダーとしての資質と技能の向上を目指しています。

小学校児童数が減少する傾向にありますが、全員参加を目標として、年度初めに全校児童にパンフレット等を配る、学校からも極力参加するように、そういう要請をして入部を勧めているところであります。

次に、地域総合型スポーツクラブの設立に努めるとはということですが、地域総合型スポーツクラブとは、平成12年5月に策定されたスポーツ振興基本計画の主要方策である地域におけるスポーツ環境の整備充実方策に、「生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指す。」とあります。その施策として「10年間で、全国の各市区町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成する」とあります。このため、人生の早期からスポーツに親しむことが重要であり、かつ、小学生の体力低下などが問題とされていることから、小学生を中心としたクラブの設立を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

体育協会主催による衰退種目等についてですけれども、勧誘等していただいているということですが、なかなか集まってこないのが現状ではないかとのように考えます。

したがいまして、その辺の衰退種目等のスポーツ教室、これらを開催し、また、増員を図っていくというのも1つの手ではな

いかなというふうに考えます。ぜひ、加入や増員の推進計画をスポーツ教室等によって行うようにお願いしたいと、このように考えます。

また、幼児、児童・生徒のスポーツ少年団の全員加入制度ですけれども、私が体育を担当させていただいていたときも、パンフレット等で勧誘をしたわけですけれども、なかなか二極化で、やる子とやらない子というのがございます。ぜひ、どうしたらみんながそんなことをするのかというようなことを調査も含めて、その辺の対応をしていく必要があるのではないかなというふうに考えます。ぜひその辺もよろしくお願いしたいとこのように思います。

また、幼児から高齢者のスポーツに親しむ地域総合型スポーツクラブということでございますけれども、まずこれについては、クラブマネージャーの養成が必要ではないかなというふうに考えます。

そして、総合型のクラブの設立、そして、村民から親しまれる愛称等の募集でクラブの名前を決め、そして、クラブハウス等を設置し、誰もがいつでもどこでもスポーツができるような体制をとっていただくということがいいかなというように考えます。

なかなか、今申し上げましたように、やる人、やらない人と分かれまして、なかなか難しい問題ではないかと思っておりますけれども、やはり、たっしやで長生きをするためには体を動かさなければいけないということも皆さん承知しているわけですので、ぜひその辺を進めていただきたいと思いますと思ひましてよろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君）　たくさんアドバイスといいますかご意見をいただきましてありがとうございました。

いずれにしても、なかなか難しい面もありまして、スポーツの指導者の養成、確保といったことも課題の1つではありますが、佐藤議員さんのご指摘のようなことを参考に、また、さらにいろいろな面で村全体が、子どもたちが低学年からスポーツに参加するような、そういう体制ができればと考えているところです。

1 番（佐藤博水君）　よろしくお願ひします。

議長（三浦利雄君）　これにて佐藤博水君の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

◎日程第 19 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君）　日程第 19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第 7 1 条第 1 項の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（三浦利雄君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の

審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成24年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月18日

署名議長

署名議員

署名議員